

[事案 2020-71] 入院給付金支払等請求

・令和2年11月19日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に定める重大事由により契約を解除されたことを不服として、入院給付金の支払いおよび既払給付金の返還請求の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月から約3か月、アルコール離脱症候群により入院したため(入院①)、平成30年5月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、全額支払われた。その後、令和元年8月から約4か月間、再度アルコール離脱症候群により入院したため(入院②)、入院給付金を請求したところ、令和元年8月時点で、他の保険契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとして、令和2年2月に重大事由により契約を解除され、入院②の入院給付金が支払われず、入院①に対する既払入院給付金の返還を求められた。しかし、以下の理由により、入院②の入院給付金を支払うとともに、入院①の既払入院給付金の返還を無効としてほしい。

- (1) 募集人から、短期間に集中して複数の保険に加入すると、重大事由解除の要件に該当するとの説明はなかった。
- (2) 自分には相応の収入があり、給付金額等の合計額が不相応とは言えない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院②により申立人は、合計500万円以上の給付金を得ることになるが、申立人の申告年収を考慮すると、給付金等の合計額は著しく過大である。
- (2) 平成30年8月時点で、加入していた合計4社の保険のうち、3件は同年4月から集中的に加入されたものである。
- (3) 本契約は乗換契約であるが、事前に1入院あたりの限度日数を増やし、各種特約も増やすなどした後に入院したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険契約において重大事由が認められるか否かを判断するためには、契約者の実際の収入および生活状況、支払保険料の合計額、他契約全ての給付金の支払履歴および給付の妥当性、各契約の加入の経緯ならびに他の保険契約の有無、事故歴等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者および共済・保険契約の募集担当者、あるいは医師等の第三者への尋問等の手続が必要となるところ、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。